

文化部活動に係る 活動方針

令和5年4月
仙台市立東華中学校

1 本校の文化部活動が目指すもの

【学校教育目標】

「真実、自律、共生、知性」の心を自ら求めみがき、
「生きる力」を育む、心豊かでたくましい生徒の育成

- (1) 学校教育目標実現のために、文化部活動を通して、本校生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」を育み、心豊かでたくましい本校生徒を育てること。
- (2) 文化部活動を通して、本校生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。
- (3) 文化部活動を通して、本校生徒の豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、本校生徒がバランスのとれた心身の成長を遂げ、充実した学校生活を送ること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ①文化部顧問は、年間活動計画を作成する。
- ②文化部顧問の作成する年間活動計画には、年間を通して基本となる休養日（活動日）及び参加予定大会日程等を明示する。
- ③文化部顧問は、生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに、生徒に練習の目的、技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

- ・上記（1）（2）の活動方針並びに年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(3) 毎月〔複数月〕の活動計画の作成

- ・文化部顧問は、毎月〔複数月〕の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成する。

(4) 毎月〔複数月〕の活動計画の通知

- ・文化部顧問は、上記（3）毎月〔複数月〕の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5) 毎月の活動実績報告

- ・文化部顧問は、毎月の活動実績報告（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）を行う。

3 指導・運営に係る体制について

(1) 本校が設置する文化部

①令和4年度は下記の文化部を設置することとする。

部活動名	男子	女子	部活動名	男子	女子
吹奏楽部	○	○	総合文化部	○	

(2) 保護者への説明

①文化部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会等について理解と協力を得る。

②文化部顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日 *休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

①学期中は、週2日以上の休養日を設ける。

※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

②土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。

※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

(2) 長期休業中の休養日

①学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。

②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 平日の活動時間

・長くとも2時間程度とする。

(4) 長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間

・長くとも3時間程度とする。

(5) 朝練習の制限

①同一の文化部が、長期間にわたって連続的に行う朝練習は行わないものとする。

②施設の利用上、放課後の活動制限等、校長が認めた場合の朝練習は行ってもよいが、生徒の健康には十分配慮して実施する。

(6) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ・年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。
※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

- ・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

- ・体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

6 参加するコンクール・コンテスト等の検討

(1) 参加するコンクール・コンテスト等の精選

- ①文化部顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して、学校として参加するコンクール・コンテスト等や地域からの要請による行事・催し等への参加を精選するよう努める。また、地域の行事や催し等に協力するに当たっては、本校生徒の過度の負担とならないよう、学校全体として参加・協力の在り方を検討する。
- ②文化部顧問は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して活動を計画するよう努める。

(2) 参加する大会や校外で行う練習試合等への移動手段

- ・本校生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用することとする。
※公共交通機関の利用が困難な場合には、業者に依頼することを検討する。
※業者に依頼することも困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者に協力を求める。

7 その他

- ・本方針の基本的な考え方は、本校における文化的活動についても原則として適用し、改善に着手していくように努める。